

北海道事業承継・引継ぎ支援センター 登録民間支援機関に関する規約

札幌商工会議所

北海道事業承継・引継ぎ支援センター

本規約は産業競争力強化法に定める事業承継・引継ぎ支援事業の実施にあたり、北海道事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という）における業務を円滑に運営するため、センターが別紙に基づいて登録する登録民間支援機関に関する事項を定めるものである。

1. 登録民間支援機関の定義

センターにおける登録民間支援機関とは、二次対応に進んだ中小企業者に対し、相手先とのマッチング、交渉におけるアドバイス、各種契約書の作成支援を主とする事業引継ぎ支援を行う民間企業、又はそれらの企業のネットワークを有する機関等をいう。

2. 登録民間支援機関の権利、義務及び報告について

登録民間支援機関はセンターにおける業務について、本規約に基づき、次の権利を有し、義務を負う。

(1) 権利

- ①センターから橋渡しを受けた中小企業者との合意により、事業引継ぎ支援に関する契約（業務委託契約等）を締結し、着手金や成功報酬等を受領することができる。
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するノンネームデータベースのノンネーム情報について、認定支援機関等がノンネームデータベース利用規約により裁量に基づく登録を行った場合には、利用閲覧することができる。

(2) 義務

- ①本事業を通じて知り得た情報については、いかなる場合にも本事業に関わる関係者以外に漏洩又は窃用してはならない。
- ②本事業を通じて行う事業引継ぎ支援については、中小企業者の事業継続を支援する本旨に照らし、公正かつ誠意を以って対応しなければならない。
- ③センターより配信された匿名情報は、複写で使用する事なく、登録民間支援機関が所持する任意の書式に置き換えて、相手先企業に開示しなければならない。
- ④中小M&Aガイドラインを遵守し、中小企業者とのF A業務又は仲介業務の契約締結に際して、中小M&Aガイドラインの遵守について事前に説明しなければならない。
- ⑤センターから橋渡しを受けた中小企業者が、事業引継ぎに関してセンターに対しても相談を行うことにつき妨げてはならない。

⑥センターの相談者である中小企業者あるいは事業引継ぎ候補先の情報（匿名情報を含む）を受領するに先立って、その相手方となりうる事業者の事業引継ぎに関する意向を、直接かつ事前に確認し、センターの求めに応じて必要な手続きを行わなければならない（ノンネームデータベースにおける問い合わせを含む）。

（3）報告

①本事業を通じて事業引継ぎ支援を行った企業について、成約若しくは契約の変更・解除等があった場合には、直ちにセンターに報告しなければならない。また、センターの求めに応じて、事業引継ぎ支援の進捗状況等（問題発生時、終了及び完了時）についても報告しなければならない。

②センターへの登録時に提出した連絡先や担当者等を変更した場合には、速やかにセンターに報告し、センターの求めに応じて必要な手続きを行わなければならない。

③センターへの登録時に提出した資料について重要な内容の変更（例：サービス内容、報酬体系等）があった場合やセンターから別紙の条件の現状について確認があった場合は、速やかにセンターに報告し、センターの求めに応じて必要な手続きを行わなければならない。

3. 登録民間支援機関の登録について

センターは、別紙の条件を満たし、且つ、必要な資料を提出できる機関を登録民間支援機関候補とし、登録民間支援機関候補から登録申請がなされ、札幌商工会議所、センターの2者より構成される登録検討会等にて認定がなされた場合、登録を行うものとする。

登録期間は毎年4月1日から翌3月末日までの1年間とする。センターは、登録を更新しない場合、毎年2月末までに登録民間支援機関の登録担当者に対する書面または電磁的方法（電子メールを含む）により通知をするものとし、当該通知をしない場合は、1年間登録を更新する。

4. 登録民間支援機関の登録取消し及び登録の停止について

（1）センターは、登録民間支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消し、又は該当事由の解消まで本規約に記載する登録民間支援機関の登録を停止することができる（以下、登録取消し及び停止の措置を併せて「登録取消し等」という）。

①本規約及び中小M&Aガイドライン（いずれも今後の変更後の内容を含む）に違反又はそのおそれがあると認められるとき。

②中小企業庁から、中小企業庁が運用するM&A支援機関登録制度に登録している登録民間支援機関に対し、その支援の内容を踏まえ、中小M&Aガイドラインの遵守その他の支援の質の確保の観点から必要な対策の実施を求められているとき（なお、登録民間支援機関が、当該求めを受け、適切な対策を検討・実施している旨を中小企業庁が確認した場合

を除く。)

③中小企業庁が運用する「M&A支援機関登録制度」に登録していないとき（中小企業庁により登録を取消し又は抹消された場合を含む。)

④登録民間支援機関が登録を申請した際に遵守することを誓約した事項に違反又はそのおそれがあると認められるとき。

⑤不正の手段による当該登録を受けたことが認められるとき。

⑥登録を申請した際に提出したサービス内容・報酬体系と異なる支援を、センターへの事前説明なく橋渡しを受けた中小企業者に対し行ったと認められるとき。

⑦反社会的勢力（本規約に規定する反社会的勢力をいう。以下同じ。）に該当し又は反社会的勢力との関係性が認められたとき。

⑧主要株主や代表者の変更等により登録民間支援機関の経営主体が実質的に変更され、登録を継続することが適切ではないと認められるとき。

⑨登録民間支援機関から抹消の申請があった場合において、その申請をセンターが相当と認めるとき。

⑩登録民間支援機関について、死亡、事業の停止・廃止・譲渡・解散、あるいは破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

⑪登録民間支援機関の支援又は支援した企業の行為に関し、センターに不適切な対応に係る相談が寄せられるなど、中小企業者の利益を害する事実又はそのおそれがあると認められるとき。

⑫登録民間支援機関が他の法律に違背する行為等により札幌商工会議所及びセンターの名誉並びに信用を毀損したとき又はそのおそれがあると認められるとき。

⑬センターに前記2（3）記載の報告がなされていないものと認められるとき。

⑭登録期間においてセンターにおける中小企業者の支援実績がないとき。

⑮前各号の他、本規約の趣旨に照らし、登録を継続することが適切ではないと認められるとき。

（2）登録民間支援機関は、登録取消し等が行われた場合には、新たにセンターとの連携により中小企業者の支援を行うことはできない。ただし、登録取消し等が行われる前に支援を始めている中小企業者の支援については、支援打ち切りを必要とする事情がある場合を除き、支援の完了もしくは案件終了（アドバイザー契約の解除を含む）まで、支援を継続することができる。

（3）センターは、他のセンターから、4（1）に記載する登録取消し等に関する情報（以下「登録取消し等に関する情報」という。）が共有されたときは、当該登録民間支援機関について、登録取消し等を行うことができる。

(4) 前記2 (2) (3) に記載する義務及び報告については、登録取消し等を行った後も存続する。

5. 登録民間支援機関の公表と情報共有について

(1) センターは、登録民間支援機関名を、中小企業者に対して提示するとともに、パンフレット・ホームページ等の広報媒体で公表することができる。

(2) センターは、登録の事実及び登録取消し等に関する情報その他登録に係る情報について、他のセンター、中小企業庁、経済産業局、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部）と共有することができる。

6. 免責について

センターが登録民間支援機関に配信する事業引継ぎに係る譲渡・譲受企業情報並びにノンネームデータベースのノンネーム情報は事業者からのヒアリングに依拠しており、その信憑性について調査は実施していない。従って、配信した当該情報あるいはノンネームデータベースのノンネーム情報に瑕疵があり、それを原因とする損害が生じても札幌商工会議所及びセンターは、その法律構成の如何を問わず、損害賠償責任を含む一切の責めを負わない。

また、登録民間支援機関の責に帰すべき事由に基づく相手先とのマッチング、交渉におけるアドバイス、各種契約書の作成支援を主とする事業引継ぎ支援により中小企業者に損害が発生し、又は発生したと主張されたときには、登録民間支援機関が一切の責任を負担し誠実に対応して、札幌商工会議所及びセンターに一切の迷惑をかけない。

7. 反社会的勢力の排除について

登録民間支援機関は、以下を誓約する。なお、本誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、登録民間支援機関が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てない。また、札幌商工会議所において本誓約事項に反していると合理的に判断した場合に、登録民間支援機関の個人情報を警察に提供することについて同意する。

登録民間支援機関及びその役員等（登録民間支援機関が個人の場合はその者、法人である場合は代表者及び役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、団体の場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を含む。）が反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
※反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者をいう。

i 暴力団

ii 暴力団員

iii 暴力団準構成員

iv 暴力団関係企業

v 総会屋等

vi 社会運動等標ぼうゴロ

vii 特殊知能暴力集団等

viii 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(i) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社若しくは自団体の経営を支配していると認められること

(ii) 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社若しくは自団体の経営に実質的に関与していると認められること

(iii) 自己、自社、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

(iv) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

(v) その他前各号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係にあると認められること

8. 定めのない事項について

本規約に定めのない事項は、札幌商工会議所及びセンターと登録民間支援機関で協議し、解決するものとする。

9. 規約の改訂

本規約は必要に応じて札幌商工会議所及びセンターで改訂することができる。この場合、速やかに変更事項を登録民間支援機関に通知するものとする。通知は、札幌商工会議所及びセンターのホームページにおいて変更事項を掲載することによって代えることができるものとする。

附則

1. この規約は令和7年4月1日から（令和7年3月31日までに登録された登録民間支援機関であって、「M&A支援機関登録制度」への登録されていない者（次号において「未登録機関」という。）に関する4（1）③の適用については、令和7年10月1日から）適用する。

2. 未登録機関であって、令和7年9月30日までに「M&A支援機関登録制度」への登録を申請した者については、当該登録申請の可否が判明するまでの間は「M&A支援機関登録制度」に登録された者とみなす。

（改訂記録）

・ 令和7年4月1日改訂

別紙

登録民間支援機関の登録基準

(1) 条件

- ①直近3年間でのM&Aの成約件数 10件 以上
- ②売り情報・買い情報の保有件数 100件 以上
- ③現在のM&A支援における組織体制（人員） M&A支援業務専任の担当者2名以上
- ④センターとの協調、信頼関係の構築可能性（経営主体、経営方針、過去のM&A支援に係るトラブルの有無等）
- ⑤但し、過去に認定支援機関である札幌商工会議所との経営支援に関する事業連携で成果を上げており、且つ、M&Aを本業及び業の一部として営む企業として実績を有し、売・買希望企業情報の分析、評価等の調製能力並びに適切な助言、指導及び交渉能力を保有していると札幌商工会議所及びセンターの統括責任者が認めた場合、上述①②③を緩和することができる。
- ⑥中小企業庁が運用する「M&A支援機関登録制度」の登録を受けていること。

(2) 提出資料

- ①登録民間支援機関 登録申請書
- ②登録検討会等提出資料
 - ・M&A支援実績
 - ・サービス内容と報酬体系
 - ・組織体制（含む、M&A支援業務専任の担当者等）
 - ・会社（事業）概要書
 - ・履歴事項全部証明書、（個人事業主の場合）住民票